（豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正）

第十四条　豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

第十五条　半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第六項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

第十六条　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第六項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第十七条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第十九号、第二十号」を「第二十号、第二十一号」に、「第二十五号」を「第二十六号、第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号」を「第三十二号」に、「第二十四条本文の規定による承認があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第二項中「第十九号又は第二十号」を「第二十号又は第二十一号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第十八条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第八号まで」を「第九号まで」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「及び同項第二十五号」を「、同項第二十五号に規定する公募占用指針の策定に係る部分並びに同項第三十二号及び第三十三号」に改め、同条第三項中「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」を「第四条第一項第二十四号及び第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」を「第四条第一項第二十四号及び第三十一号」に、「同項第三十二号」を「同項第四十号」に改める。

第十一条第一号中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第二十条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十九号」を「第四十七号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」を「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

第二十一条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」を「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があったものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（昭和二十七年政令第四百七十九号）」を削り、「第三十一号、第三十四号及び第三十五号」を「第三十九号、第四十二号及び第四十三号に係る部分」に改め、「第六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を、「第三項（第一号」の下に「（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）」に係る部分」を加える。

（中心市街地の活性化に関する法律施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改める。

一　中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第五条第三号

二　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第二十四条第四号